



様式第3号 (第4条関係)

情報部分開示決定通知書

取総発第901号

令和3年12月28日



取手市長 藤井 信吾



令和3年12月15日に開示請求のありました情報について、取手市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり一部について開示することを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合又はこの処分に対する取消しの訴えを提起する場合には、審査請求をし、及び処分の取消しの訴えを提起することができます。詳細については、3ページをご覧ください。

請求に係る
情報の名称、
内容

市政倫理審査会について下記項目が分かる文書、メールやPDFなど電磁的記録

- 1) 現任委員全員の氏名、肩書きや経歴
- 2) 公募委員選考の基準や手続きを定めた規定
- 3) 公募委員を選考する「選考委員会」の設置や選考委員の選任方法を定めた規定
- 4) 有識者委員選考の基準や手続きを定めた規定
- 5) 前回(2019年12月)の公募委員募集に対する応募状況(人数、性別、年齢、職業、受付日等)
- 6) 前回の公募委員募集で応募者が提出した応募用紙と応募動機の作文
- 7) 前回の公募委員募集の応募者が「応募資格」に適合しているか裏付け確認結果
- 8) 前回の公募委員の選考にあたった「選考委員会」の委員構成、開催通知、議事録、会議資料
- 9) 現任の有識者3委員を選任した具体的理由や背景(例えば弁護士会等や前任者、市長の推薦等)
- 10) 審査会の運営方法や委員心得を定めた規定
- 11) 市議会への現任委員選任通知

開示の日時及び場所	日時	
	場所	郵送
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 (<input checked="" type="checkbox"/> 送付希望) <input type="checkbox"/> 視聴 ※該当するところに、○印をつけます。	
開示することができない部分及び理由	< 特定した情報について > 別紙のとおり < 文書不存在について > 下記項目につきましては、該当する文書を作成していないため、不存在となります。 ・ 請求に係る情報の名称、内容欄 1) のうち経歴 (専門委員分) 4) 有識者委員選考の基準や手続きを定めた規定 8) のうち開催通知 10) のうち委員心得 11) 市議会への現任委員選任通知	
所 管 課	茨城県取手市役所 総務部 総務課 郵便番号 : 302-8585 連絡先住所 : 茨城県取手市寺田5139番地 電話番号 : 0297-74-2141 (内線) 1125	
備 考		

- 注意 1 情報の開示を受ける場合は、この通知書を持参してください。
2 当日都合が悪い場合には、あらかじめ電話等で所管課まで連絡してください。



この処分に不服がある場合又はこの処分に対する取消しの訴えを提起する場合の教示

[審査請求に係る教示]

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、取手市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求することができなくなります。

[処分の取消しの訴えに係る教示]

この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内。以下同じ。）に、取手市を被告として（訴訟において取手市を代表する者は、取手市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。



【別紙】 特定した情報の目録

【所管課： 総務課】

No.	文書の名称（文書の種類）			文書 面数	開示することができない部分及び理由		1)	2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)	10)	11)	
	文書	電磁的 記録			開示することができ ない部分の概要	理 由												
1	取手市政治倫理審査会委員名簿	○		1			○								○			
2	政治倫理審査会委員の決定について	○		2	政治倫理審査会公募委員の年齢、住所	取手市情報公開条例第7条第1項第1号に該当する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。	○											
3	令和元年政治倫理審査会委員の選考基準	○		1				○						○				
4	取手市政治倫理審査会公募委員選考委員会設置要綱	○		2					○					○				
5	令和元年 取手市政治倫理審査会応募者一覧	○		1	政治倫理審査会応募者の氏名、フリガナ、性別、生年月日、年齢、職業、住所、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス	取手市情報公開条例第7条第1項第1号に該当する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。					○							
6	応募用紙(原本)	○		7	政治倫理審査会応募者の氏名、ふりがな、生年月日、性別、住所、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス、職業、経歴、その他参考事項欄	取手市情報公開条例第7条第1項第1号に該当する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。						○						
7	応募用紙(会議用)	○		7	政治倫理審査会応募者の性別、年齢、職業、経歴、備考欄	取手市情報公開条例第7条第1項第1号に該当する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。						○		○				
8	応募動機の作文(ワード版)	○		15	政治倫理審査会応募者の作文内容	取手市情報公開条例第7条第1項第1号に該当する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。						○		○				
9	応募動機の作文(原本)	○		11	政治倫理審査会応募者の作文内容、氏名	取手市情報公開条例第7条第1項第1号に該当する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。						○		○				
10	取手市政治倫理審査会公募委員募集に係る選挙人名簿登録の有無について	○		2	政治倫理審査会応募者の氏名、フリガナ、性別、生年月日、住所	取手市情報公開条例第7条第1項第1号に該当する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。							○					
11	令和元年度 第1回取手市政治倫理審査会公募委員選考委員会(次第)	○		1										○				
12	取手市政治倫理審査会委員公募要綱	○		3										○				
13	政治倫理審査会 公募委員 スケジュール	○		1										○				

